

平成22年3月議会 一般質問

1、今後の地方交付税の見通しについて

- ① 新政権が掲げる「地域主権」について本町では、どのような認識で捉えておられるのか。
- ② 三位一体の改革により、地方交付税は大きく削減されているが、現行の地方交付税制度の仕組みと本町における地方交付税の推移について伺う。
- ③ 地方分権改革推進委員会(第4次)の勧告や事業仕分け等における国の議論を踏まえた、今後の地方交付税制度の見直しの方向性と、本町の対応について伺う。

2、生き生きプラザ斑鳩の今後の取り組み方について

- ① 供用開始から約1年半が過ぎたが、これまでの総括を伺う。
- ② 住民のために、より素晴らしい施設にするための今後の事業施策を伺う。

政府は国と地方自治体の関係を上下主従の関係から対等・協力の関係へ改め、地域の実情にあった行政サービスを展開することができるよう、「地域主権」改革の実現を目指すと掲げていますが、本町のこの「地域主権」についての認識を伺う。

(総務部長) 地域主権に関する当町での認識ということですが、地域のことは地域に住む住民が決める、一見素晴らしいことでもありますし、もちろんそうあるべきだと考えますが、これにはその反面として、地域に住む住民に自らの暮らす町の未来に、自ら責任を持っていただくということでもあります。

つまり、ある意味では、これまである程度画一的に発展出来た訳ですが、今後はそうではなく、地域の頑張りによって自ら発展していただくことが求められるということになります。

ただ、すべての自治体がこの理想的な姿を実現できるのかという点で疑問であり、状況によっては地域格差が広がるということにつながる恐れが生じるのではないかと考えております。

こうしたことから、地域主権そのものは非常によいことであるが、これを実現するためのプロセスが今後重要になると考えております。

国と地方の協議の場や地域主権戦略会議などでの議論の動向に十分留意するとともに、地方6団体や県などとも連携し意見をあげてまいりたいと考えております。

今の回答から、地域のことは、地域に住む住民が決めることが出来る反面、状況によっ

では地域格差が広がる世の中になるのではないかと、思っている住民も少なくはなく、住民の斑鳩の行政に対する注目度は高まってきております。

そこで、一般財源の約4分の1をしめる地方交付税について伺います。

数年前の三位一体の改革により、地方交付税は大きく削減されているが、現行の地方交付税制度の仕組みと本町における地方交付税の推移について伺う。

(総務部長) 地方交付税の仕組みについてであります。地方団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、「国が地方に代わって徴収する地方税」という性格を地方交付税は持っております。

当町においての地方交付税交付金の推移であります。平成15年度に約23億5,600万円あったものが、平成18年度には19億7,000万円と初めて20億円を下回り、直近の決算である平成20年度では、約17億7,100万円となっております。

国からの地方交付税が、平成15年度に約23億5,600万円あったものが、平成18年度には約19億7,000万円、平成20年度では約17億7,100万円になっている現状は、交付税交付金の事業補正分の誤差があったとしても、右肩下がりになってきていることは明白です。

つきましては昨今の地方分権改革委員会の第4次勧告や事業仕分け等における国の議論を踏まえた今後の地方交付税制度の見直しの方向性に対する本町の対応について伺う。

(総務部長) まずはじめに、昨年11月に行なわれた事業仕分けでの評価結果については「見直しを行なう」となっています。我々地方にとって非常に厳しいコメントであったところでもあります。

次に、地方分権改革推進委員会では、昨年の11月9日に第4次勧告が内閣総理大臣に提出されたところでありますが、その中で当面の課題として「大幅な税収の中、地域間の財政力格差拡大につながらないよう交付税の総額確保に配慮すべき。その際、法定率の引き下げも考慮すべき」とされております。

また、中長期の課題としては、「地方税の充実により財政移転が果たす役割は縮小するものの、自治体間の財政力格差は拡大する方向であり、地方交付税の機能は一層重要である」とされております。

当町と致しましては、地方の財源が増えるような方向にするため、地方6団体や県などとも連携し意見をあげてまいりたいと考えております。

これからは「地域主権」だと言われながら地方にとって重要な財源である地方交付税が急激に減らされたままで、これから少子高齢化が進む中、投資的経費や物件費への影響が

懸念されますが、今後もなお一層の事業の効率化に努力をしていただくことを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

総合保険福祉会館、生き生きプラザ斑鳩が開館してから約1年半が過ぎましたが、この1年半を振り返ってみて、どのように考えているのかを伺う。

(住民生活部長) 平成20年9月に総合保健福祉会館「生き生きプラザ斑鳩」が会館し、1年半が経ち、保険・福祉の拠点として、小さな子どもからお年寄りまで多くの皆様にご利用いただいております。

この生き生きプラザ斑鳩では、検診で訪れた方やウォーキング途中の方が足湯や喫茶コーナーを利用し、また子育てルームや歩行浴等を利用された後に保険センターへ立ち寄り気軽に健康診断をするなど、健康情報を得る機会ともなっております。

利用者数であります。平成21年4月から1月末現在での館全体での利用者数は4万8,147人となっております。その内訳は、会議室・大会議室・視聴覚室利用が9,140人、保険センターが2万2,309人、子育てルームが6,529人、歩行浴室・介助浴室が2,065人、足湯が8,104人となっております。

平成20年度の月平均利用者数は、4,383人でありましたが、平成21年度は月平均4,814人、9.8%の増となっております。

今後も、この施設が町民の皆様気軽にご利用いただける施設として、その運営に努めてまいりたいと考えております。

なるほど、相対的には入館者が開館時よりも現在の方がふえていることは、評価できません。

こらは、この施設をより良いものにするため、行政及び住民相互の努力の結果です。

それでは、今後の生き生きプラザ斑鳩の事業施策を伺います。

(住民生活部長) 平成22年度の新しい取り組みとして、いままで小地域福祉会や老人会等の依頼で、地域に出向き健康づくりや介護予防等の健康教育を行ってまいりましたが、今後は、生き生きプラザ斑鳩に来ていただき、保険・福祉の学びの場として活用していただき、また、喫茶コーナーや足湯等もご利用いただきながら、会館で1日ゆっくりと過ごしていただけるような場となる取り組みを進めて参りたいと考えております。

また、町社会福祉協議会にも働きかけまして、小地域福祉会や民生児童委員をはじめ、福祉関係団体との連携を図りながら、生き生きプラザ斑鳩を活用した福祉事業の展開し、地域に密着した福祉行政のより一層の充実に向けて、取り組みを行ってまいりたいと考えております。

確かにイベントを開催することも悪くはありませんが、生き生きプラザまでのアクセス

を社会福祉協議会と連携されて、より来館しやすくしたり、館内で虹の家さんやあゆみの家さんが行われている喫茶・軽食コーナーを利用したりすることで、1日ゆっくりと楽しめる施設に推進しなければいけません。

今後とも行政としてなお、一層の努力していくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。